

○ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（平成九年運輸省告示第五百三十六号）の一部を改正する告示案新旧対照条文（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針

外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針

一 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

一 外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

(一) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進の意義

(一) 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進の意義

国際観光を通じた人的交流は、実際の人間像と生活をより良く理解できる機会をもたらすものであり、国と国、人と人の間の相互理解の増進に寄与することから、その積極的な拡大を図るべきである。

国際観光を通じた人的交流は、実際の人間像と生活をより良く理解できる機会をもたらすものであり、国と国、人と人の間の相互理解の増進に寄与することから、その積極的な拡大を図るべきである。

一方、海外からみた我が国は、工業製品を通しての経済大国、技術大国のイメージでとらえられており、また、「ものづくりの国」といった評価が優先されるなど、日本の一面のみが強調される傾向にある。また、日本に対する理解不足による観光面の魅力の乏しい特異な国といった誤解も生じている。さらに、日本人についても外国語に習熟した者が少なくコミュニケーションが十分でないため、日本人の考え方、生活習慣等を外国人に理解してもらえず、無用な誤解を招いていることも見受けられる。我が国が国際社会において活動していくうえでも、このような理解不足を解消していく必要がある、国際観光交流の促進はそのため大きく貢献するものである。

一方、海外からみた我が国は、工業製品を通しての経済大国、技術大国のイメージでとらえられており、また、「ものづくりの国」といった評価が優先されるなど、日本の一面のみが強調される傾向にある。また、日本に対する理解不足による観光面の魅力の乏しい特異な国といった誤解も生じている。さらに、日本人についても外国語に習熟した者が少なくコミュニケーションが十分でないため、日本人の考え方、生活習慣等を外国人に理解してもらえず、無用な誤解を招いていることも見受けられる。我が国が国際社会において活動していくうえでも、このような理解不足を解消していく必要がある、国際観光交流の促進はそのため大きく貢献するものである。

また、そもそも観光産業は、旅行業、交通産業、宿泊業等幅広い分

また、そもそも観光産業は、旅行業、交通産業、宿泊業等幅広い分

野を包含しており、その消費額や雇用規模からみて、我が国経済に大きな貢献をしている。国内製造業の生産拠点の海外移転が進む我が国において、新しい雇用を創出しうる産業として観光産業は大きく期待されている。

このように、観光は従来にも増して極めて重要な役割を担っていくことが見込まれるなか、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第十七号）が施行され、同法に基づき観光立国推進基本計画が同年六月に閣議決定された。今後、同計画に基づいて観光立国の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められているところである。

現在、訪日外国人旅行者数は、我が国の国際的な地位、実力からみて低水準にある。外国人観光旅客の旅行の容易化等により我が国の多様な魅力を紹介し、日本人の生活、文化、行動などその素顔に直接接してもらふことは外国人観光旅客の我が国に対する真の理解を深める観点から大きな意義を有するとともに、地域経済の活性化にも大きく役立つものである。

我が国には豊かな観光資源が存在するが、今後、外国人観光旅客の来訪をさらに促進していくためには、これらの観光資源を有効に活用し、海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出していかなければならない。このことは、低迷している国内旅行の活性化にも資することである。

(二) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に係る施策の具体的方向

本法に基づき外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進等による国際観光の振興に係る施策を推進していくに当たっては、次の三つの点を中心に、総合的、効率的な実施に努めるものとする。

野を包含しており、その消費額や雇用規模からみて、我が国経済に大きな貢献をしている。国内製造業の生産拠点の海外移転が進む我が国において、新しい雇用を創出しうる産業として観光産業は大きく期待されている。

現在、訪日外国人旅行者数は、我が国の国際的な地位、実力からみて極めて低水準にある。今後は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等により我が国の多様な魅力を紹介し、日本人の生活、文化、行動などその素顔に直接接してもらふことは外国人観光旅客の我が国に対する真の理解を深める観点から大きな意義を有するとともに、地域経済の活性化にも大きく役立つものである。

我が国には豊かな観光資源が存在するが、今後、外国人観光旅客の来訪をさらに促進していくためには、これらの観光資源を有効に活用し、海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出していかなければならない。このことは、低迷している国内旅行の活性化にも資することである。

(二) 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に係る施策の具体的方向

本法に基づき外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進等による国際観光の振興に係る施策を推進していくに当たっては、次の三つの点を中心に、総合的、効率的な実施に努めるものとする。

1 都道府県は、地域の特色を生かした観光ルートの形成により外国

1 都道府県は、地域の特色を生かした観光ルートの形成により外国人観光旅客の来訪を促進する地域について、外客来訪促進計画を定める。外客来訪促進計画を達成するため、国及び地方公共団体は、観光関係機関や観光関係者に対する必要な支援に努めるとともに、独立行政法人国際観光振興機構（以下「国際観光振興機構」という。）は海外宣伝等の措置を講ずるよう努めることとする。

2 我が国の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用をより低廉なものとするが、外国人観光旅客の来訪の促進に大きく貢献する。外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化を図るため、外国人観光旅客を対象とする低廉な共通乗車船券及び三(二)に記述する「ウェルカムカード」の発行の促進、低廉な宿泊施設等についての情報提供等を行う。

3 日本を訪れた外国人観光旅客に対するそれぞれの地域における接遇の向上を図ることも重要である。したがって、通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成及び確保、四(二)に記述する「外客向け観光案内所」の職員に対する研修の充実等による当該案内所のサービスの充実強化、外国語等による案内表示を通じた情報提供の促進等により、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図る。

二 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項

(一) 外客来訪促進地域の整備に関する事項

従来、外国人観光旅客の誘致については、国際観光振興機構が中心となつて各都道府県と連携して進めてきたところであるが、今後は、

人観光旅客の来訪を促進する地域について、外客来訪促進計画を定める。また、市町村は、外国人観光旅客の来訪を促進するための地域の統一的な戦略として、地域観光振興計画を定める。更に、観光振興に取り組む民間法人は、地域観光振興計画に位置づけられた地域観光振興事業に関する構想及び計画を定める。これらの計画を達成するため、国及び地方公共団体は、観光関係機関や観光関係者に対する必要な支援に努めるとともに、独立行政法人国際観光振興機構（以下「国際観光振興機構」という。）は海外宣伝等の措置を講ずるよう努めることとする。

2 我が国の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用をより低廉なものとするが、外国人観光旅客の来訪の促進に大きく貢献する。外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化を図るため、外国人観光旅客を対象とする低廉な共通乗車船券及び四(二)に記述する「ウェルカムカード」の発行の促進、低廉な宿泊施設等についての情報提供等を行う。

3 日本を訪れた外国人観光旅客に対するそれぞれの地域における接遇の向上を図ることも重要である。したがって、通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成及び確保、五(二)に記述する「外客向け観光案内所」の職員に対する研修の充実等による当該案内所のサービスの充実強化、外国語等による案内表示を通じた情報提供の促進等により、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図る。

二 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項

(一) 外客来訪促進地域の整備に関する事項

従来、外国人観光旅客の誘致については、国際観光振興機構が中心となつて各都道府県と連携して進めてきたところであるが、今後は、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に

我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を、地域の特性を生かした共通のテーマのもとに有機的に結びつけ、より広域的な観光ルートを設定するとともに観光魅力の増進を図りつつ、これを積極的に紹介していくことが、外国人観光旅客の来訪を促進しその旅行の容易化等を図る上で一層効果的である。

観光資源については、日本人と外国人観光旅客の間においては、価値観に差異があるためその評価も異なり、さらに外国人観光旅客の間においてもその国籍や年齢等により異なるものである。したがって、重点的に誘致しようとする外国人観光旅客をある程度想定した上で、そのニーズ等を念頭に置きつつ、当該地域の観光資源のネットワーク化を図っていくことが効果的である。

外客来訪促進計画は、これらを踏まえ以下の事項について策定される必要がある。

1 (略)

2 宿泊拠点地区の区域に関する事項

外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客にとって、宿泊拠点地区は、当該地域を周遊する上で足場となる場所であると同時に、寝食等を通じて日本文化、地域文化等を体験できる場所でもある。よって、宿泊拠点地区においては、国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているホテル・旅館（以下「登録ホテル・旅館」という。）その他外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設が存在していることが必要であり、かつ、これら宿泊施設が一定の交流機能を持っていることが望ましい。また、宿泊拠点地区において、外国人観光旅客の接遇の向上を図るよう、宿泊関係事業者は、施設、設備、サービス等の向上に努める必要がある。

資する観光資源を、地域の特性を生かした共通のテーマのもとに有機的に結びつけ、より広域的な観光ルートを設定するとともに観光魅力の増進を図りつつ、これを積極的に紹介していくことが、外国人観光旅客の来訪を促進しその来訪地域の整備等を図る上で一層効果的である。

観光資源については、日本人と外国人観光旅客の間においては、価値観に差異があるためその評価も異なり、さらに外国人観光旅客の間においてもその国籍や年齢等により異なるものである。したがって、重点的に誘致しようとする外国人観光旅客をある程度想定した上で、そのニーズ等を念頭に置きつつ、当該地域の観光資源のネットワーク化を図っていくことが効果的である。

外客来訪促進計画は、これらを踏まえ以下の事項について策定される必要がある。

1 (略)

2 宿泊拠点地区の区域に関する事項

外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客にとって、宿泊拠点地区は、当該地域を周遊する上で足場となる場所であると同時に、寝食等を通じて日本文化、地域文化等を体験できる場所でもある。よって、宿泊拠点地区においては、国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているホテル・旅館（以下「登録ホテル・旅館」という。）その他外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設が存在していることが必要であり、かつ、これら宿泊施設が一定の交流機能を持っていることが望ましい。また、宿泊拠点地区において、外国人観光旅客の接遇の向上を図るよう、宿泊関係事業者は、施設、設備、サービス等の向上に努める必要がある。

これらの点を踏まえ、宿泊拠点地区は以下に掲げる諸点に留意し

これらの点を踏まえ、宿泊拠点地区は以下に掲げる諸点に留意して設定されるものである必要がある。

① 宿泊拠点地区は、外客来訪促進地域内で、登録ホテル・旅館又は四―(三)に記述する「ウエルカム・イン」が相当数存在し、宿泊滞在を通じ当該地域との交流が行われる地区であって、市町村単位で構成されるものであること。

②・③ (略)

3 (略)

4 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針

外国人観光旅客の旅行の容易化等を図るうえで情報案内施設の整備を推進していく必要がある。したがって、外国語の対応が可能な職員を配置した観光案内所等の案内施設、特に国際観光振興機構と連携している四―(二)に記述する外客向け観光案内所をより一層整備していく必要がある。こうした案内施設の整備の方針については、可能な限り明確に明示しておく必要がある。

5・6 (略)

7 その他外客来訪促進地域への来訪の促進に関する事項

外客来訪促進地域への来訪を促進するため、次に掲げる諸点に留意して推進するものであること。

① (略)

② 外国人観光旅客が観光ルートを円滑に周遊するため、外国語で表示されたパンフレット、インターネットその他の外国人観光旅客の利便性を考慮した媒体による情報提供を行う施設等の整備のほか、当該地域に重点的に誘致しようとする外国人観光旅客に即した外国語で表示した、四―(三)に記述する案内標識、案内表示のほか、案内板の整備がなされる必要がある。

て設定されるものである必要がある。

① 宿泊拠点地区は、外客来訪促進地域内で、登録ホテル・旅館又は四―(三)に記述する「ウエルカム・イン」が相当数存在し、宿泊滞在を通じ当該地域との交流が行われる地区であって、市町村単位で構成されるものであること。

②・③ (略)

3 (略)

4 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針

外国人観光旅客の来訪地域の整備等を図るうえで情報案内施設の整備を推進していく必要がある。したがって、外国語の対応が可能な職員を配置した観光案内所等の案内施設、特に国際観光振興機構と連携している五―(二)に記述する外客向け観光案内所をより一層整備していく必要がある。こうした案内施設の整備の方針については、可能な限り明確に明示しておく必要がある。

5・6 (略)

7 その他外客来訪促進地域への来訪の促進に関する事項

外客来訪促進地域への来訪を促進するため、次に掲げる諸点に留意して推進するものであること。

① (略)

② 外国人観光旅客が観光ルートを円滑に周遊するため、外国語で表示されたパンフレット、インターネットその他の外国人観光旅客の利便性を考慮した媒体による情報提供を行う施設等の整備のほか、当該地域に重点的に誘致しようとする外国人観光旅客に即した外国語で表示した、五―(三)に記述する案内標識、案内表示のほか、案内板の整備がなされる必要がある。

③ (略)

③ (略)

④ 外国人観光旅客がより低廉な旅行を志向していることに鑑み、関係地方公共団体、観光関係事業者等が連携して三(二)に記述する「ウェルカムカード」の発行等を図ることが望ましい。

⑤～⑧ (略)

(二) 海外における宣伝に関する事項

国際観光振興機構は、外客来訪促進地域関係地方公共団体とともに、地域の魅力を前面に押し出した外客誘致キャンペーンを展開し、当該地域を重点的に宣伝するなど我が国の観光魅力を積極的にアピールしていくこととする。

また、国際観光振興機構は、我が国の魅力自体を徹底的に再評価し、対日イメージ等について有識者の意見をも聞きながら、新時代に対応した新しい日本の観光イメージを策定する。

④ 外国人観光旅客がより低廉な旅行を志向していることに鑑み、

関係地方公共団体、観光関係事業者等が連携して四(二)に記述する「ウェルカムカード」の発行等を図ることが望ましい。

⑤～⑧ (略)

(二) 海外における宣伝に関する事項

国際観光振興機構は、外客来訪促進地域関係地方公共団体とともに、地域の魅力を前面に押し出した外客誘致キャンペーンを展開し、当該地域を重点的に宣伝するなど我が国の観光魅力を積極的にアピールしていくこととする。

また、国際観光振興機構は、我が国の魅力自体を徹底的に再評価し、対日イメージ等について有識者の意見をも聞きながら、新時代に対応した新しい日本の観光イメージを策定する。

三 地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項

地域観光振興事業の実施にあたっては、以下の事項をその実施の指針として取り組むものとする。

(一) 地域の観光地としての潜在能力に関する事項

地域観光振興事業を実施する地域は、近年、外国人観光旅客を含む観光客が増加しているなど、魅力的な観光地となる潜在能力を有していることが必要である。この場合、観光客にとって魅力的な、何らかの観光資源が現に存していることが望ましい。

(二) 事業の実施主体に関する事項

地域観光振興事業の実施主体は、当該事業の適確な実施が可能な組織体制などを有するとともに、組織としての安定性を有しているなど、実施主体として適格性を有していることが必要である。この場合、実施主体に十分な経験や実績があることや、多様な意見が反映される仕組みがあることなどが望ましい。

(三) 事業の内容に関する事項

地域観光振興事業は、当該事業が実施される市町村が定める地域観光振興計画の中に位置づけられているとともに、都市計画、道路計画や港湾計画などの他の関連計画との調和も取れたものであるなど、事業自体が適切に計画されたものであることが必要である。また、事業の内容は、戦略性、計画性に富み、その地域の魅力を飛躍的に高めるものであること、誰でも利用しやすいユニバーサルデザインの考え方が取り入れられていること、さらに、事業計画に無理がないなどその実現性も高く、かつ、地域の他の関係者との連携も十分に図られていることなど、事業の内容自体が個性豊かで魅力にあふれ、観光振興の成果が見込めるものであることが望ましい。なお、本法第十条及び第十一条に規定するバス運行や船舶運航を行う場合には、各事業法の規定を遵守するとともに、観光施設の利用客の多寡や他の公共交通機関との連絡など、地域の実情を踏まえてその運送サービスが全体として利用者の利便性を高めるものとなることなどが必要である。

(四) 地域全体での観光振興に向けた取り組みに関する事項

地域観光振興事業の効果をより高めるため、その地域における自治体や他の関係者が、観光振興に向けて積極的な取り組みを行っていることが望ましい。

(五) 事業の成果や効果に関する事項

地域観光振興事業の実施により観光客数の増加等の成果が見込めるとともに、その成果を検証するための措置が講じられるものであることが必要である。この場合、事業の実施が観光客の増加のみならず、地域の雇用創出につながるなど、地域の活性化を総合的に図ることができるものであることが望ましい。

四| 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用

三| 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項

外国人観光旅客の国内での滞在費用を低廉化し、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するため、以下の施策を推進するものとする。

(一) (三) (略)

四| 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

(一) (略)

(二) 外客向け観光案内所の機能の充実

現在の外客向け観光案内所については、国際観光振興機構が、関係地方公共団体、観光関係団体とともに「ビジット・ジャパン案内所」の整備を推進しているところであるが、広範囲に移動する外国人観光旅客のニーズに応えられないこと、来訪者の増加が著しいアジアの言語への対応能力が不足していること等の問題点がある。

したがって、国際観光振興機構は、アジア言語を中心として、外客向け観光案内所の職員に対する実務研修の充実、外国人観光案内マニュアルの作成・配布等を通じて、外客向け観光案内所の機能の向上を図るため積極的に支援していく必要がある。

また、各外客向け観光案内所で広範囲な情報提供ができるよう、国際観光振興機構は各都道府県等と協力して、国際観光振興機構の総合観光案内所と各外客向け観光案内所における観光情報の共有化を図るとともに、各外客向け観光案内所相互間のネットワーク化を促進することが必要である。

(三) (略)

五| その他外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興につ

の低廉化に関する事項

外国人観光旅客の国内での滞在費用を低廉化し、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するため、以下の施策を推進するものとする。

(一) (三) (略)

五| 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

(一) (略)

(二) 外客向け観光案内所の機能の充実

現在の外客向け観光案内所については、国際観光振興機構が、関係地方公共団体、観光関係団体とともに「i案内所」の整備を推進しているところであるが、広範囲に移動する外国人観光旅客のニーズに応えられないこと、来訪者の増加が著しいアジアの言語への対応能力が不足していること等の問題点がある。

したがって、国際観光振興機構は、アジア言語を中心として、外客向け観光案内所の職員に対する実務研修の充実、外国人観光案内マニュアルの作成・配布等を通じて、外客向け観光案内所の機能の向上を図るため積極的に支援していく必要がある。

また、各外客向け観光案内所で広範囲な情報提供ができるよう、国際観光振興機構は各都道府県等と協力して、国際観光振興機構の総合観光案内所と各外客向け観光案内所における観光情報の共有化を図るとともに、各外客向け観光案内所相互間のネットワーク化を促進することが必要である。

(三) (略)

六| その他外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興については、国、国際観光振興機構、関係地方公共団体、地域限定通訳案内

ては、国、国際観光振興機構、関係地方公共団体、地域限定通訳案内士試験の実施機関その他の関係団体、通訳案内士及び地域限定通訳案内士並びに旅行者、宿泊事業者、運送事業者、飲食店業者、土産物小売業者等の関係事業者といった広範多岐にわたる関係者が相互に連携・協力を図りながら総合的に取り組んでいくことが重要である。

士試験の実施機関その他の関係団体、通訳案内士及び地域限定通訳案内士並びに旅行者、宿泊事業者、運送事業者、飲食店業者、土産物小売業者等の関係事業者といった広範多岐にわたる関係者が相互に連携・協力を図りながら総合的に取り組んでいくことが重要である。

○ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条に規定する情報提供促進措置に関する基準（平成十八年国土交通省告示第四百三十九号）の一部を改正する告示案新旧対照条文（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第七條に規定する情報提供促進措置に関する基準</p> <p>一 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第七條に規定する情報提供促進措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずべき旅客施設及び車両等は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等のうち外国人観光旅客の利用上重要なものとして、当該公共交通事業者等が選定したものとする事。</p>	<p>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九條に規定する情報提供促進措置に関する基準</p> <p>一 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九條に規定する情報提供促進措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずべき旅客施設及び車両等は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等のうち外国人観光旅客の利用上重要なものとして、当該公共交通事業者等が選定したものとする事。</p>

○ 公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間（平成十八年国土交通省告示第四百四十号）の一部を改正する告示案新旧対照条文（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第八條第一項の規定に基づき、情報提供促進措置を講ずべき区間は、次の各号に定める区間とする。</p>	<p>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十條第一項の規定に基づき、情報提供促進措置を講ずべき区間は、次の各号に定める区間とする。</p>